

不祥事ゼロの水土里ネットに

県内土地改良区で昨年12月に不祥事が発覚したことにより、秋田県では2年連続で土地改良区の不祥事がマスコミに報道されています。組合員や地域の信頼に応えるためにも、また、土地改良区や土地改良事業へのイメージ低下を防ぐためにも、不祥事の未然防止に全力で取り組まなくてはなりません。

過去5年(H21～25年度)の集計では、全国で37件の不祥事(マスコミ報道されたもの)があり、その内4件が秋田県での発生となっています(全国の10.8%)。

ちなみに・・・平成24年度末の土地改良区数 全国：4834区、秋田県：110区(全国の2.3%)

平成25、26年度に秋田県で発生した不祥事は、いずれも職員による着服でした。どちらの事案にも共通の発生要因が見いただされます。



- ・役職員のコンプライアンス(法令遵守意識)の欠如
- ・会計経理の不適切な処理
- ・内部けん制機能の欠如

不祥事の未然防止を図るため、今一度、次の取り組みの徹底をお願いします

1. 土地改良法その他関係法令、定款、規約、会計細則等の遵守
2. 会計処理における職員同士及び役員による複数チェック体制の一層の強化
3. 複数の役職員による会計帳簿の定期的な照合・確認
4. 現金、通帳、印鑑の厳重な保管・管理
5. 口座振込、口座引落などの活用による現金取扱いの最小化
6. 上記の取り組みを充実させるための事務局体制の強化 → 統合整備の推進

土地改良区の業務運営に関する確認指導(平成27年1月)

県では、不祥事の発生を受け県内全ての土地改良区における賦課金の取扱いや手持ち現金の状況、内部けん制機能の状況等についての確認・指導を行いました。

主な改善指導の内容や確認事項の集計結果は次のとおりですので、土地改良区運営の参考にしてください。

ポイント1

平成25年度分賦課金の事務処理を確認し、改善指導を行った。

主な
指導内容

- ・賦課金徴収原簿を整備すること
- ・賦課金の調定を行うこと。
- ・会計主任を任命すること。
- ・手持ち現金限度額の規程を整備すること。

ポイント2

64土地改良区で賦課金の臨戸徴収を実施
…その内37土地改良区が一人で臨戸徴収している。

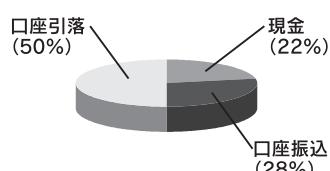
ポイント3

88の土地改良区で手持ち現金あり。手持ち現金の限度額は5万円以下が43土地改良区と最多。

ポイント4

口座引落での賦課金納入が全県の組合員の約半数
…現金納入は約2割

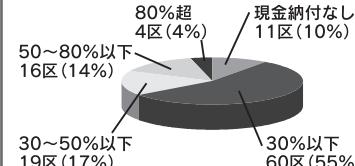
賦課金納入方法の割合(全県集計)



ポイント5

11土地改良区では現金での賦課金徴収を行っていない

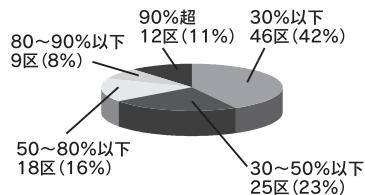
現金納付の組合員の割合



ポイント6

12土地改良区では口座引落が9割超

口座引落の組合員の割合



秋田県農地中間管理事業の実施状況

公益社団法人秋田県農業公社

1. 平成26年度の借受け希望者の公募結果

(1) 借受け希望者の公募区域

県内25市町村 公募区域数 343区域（市町村の意見を聞いて決定、空白域なし）
区域設定の区分 市町村全域：2町村 旧市町村単位：6市町 大字・字単位等：17市町村

(2) 平成26年度の公募結果

区分	借受け希望した経営体数			借受け希望面積	
	うち法人	市町村外	新規参入	うち法人	市町村外
第1回(7月)	1,453	207	54	6	8,118ha
第2回(10月)	715	100	49	3	4,598ha
第3回(12月)	435	33	39	6	2,354ha
計	2,603	340	142	15	15,070ha
					6,612ha

※公募期間 第1回 (7/1~7/31) 第2回 (10/10~11/10) 第3回 (12/19~1/26)

2. 機構への貸付け希望面積

区分	~7月末	8月末	10月末	11月末	1月末	2月末
件 数	333	592	1,068	1,499	1,943	2,231
貸付け希望面積(ha)	363	598	1,216	1,502	1,995	2,268

3. 機構の借受け面積及び貸付け面積

貸付け希望については、市町村（農業委員会）等で随時受付しており、公募に応募した借受け希望者との協議・調整（マッチング）を行い、貸し借りの条件が整った農地から順次「公社」に農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画（案）を提出していただいているります。

(1) 借受け面積及び関係農家数

借受け区分	市町村数	関係農家数	借受面積(ha)	平均借受面積(ha)
~11月末まで	6	337	364	1.1
12月～1月末まで	21	702	685	1.0
計	21	1,039	1,049	1.0

(2) 貸付け面積及び経営体数

()は法人

貸付け区分	貸付月日	経営体数	貸付面積	平均貸付面積
第1回農用地利用配分計画	平成26年12月19日	105(22)	361ha	3.4ha
第2回農用地利用配分計画	平成27年2月27日	415(75)	688ha	1.6ha
計		520(97)	1,049ha	2.0ha

※第3回農用地利用配分計画は、平成27年5月1日知事認可に向けて、現在手続き中。

なお、平成26年度の「地域集積協力金」及び、出し手への「経営転換協力金」「耕作者集積協力金」については、現在秋田県及び各市町村で集計とりまとめ中です。

4. 平成27年度の取組みについて

(1) 平成26年度は、初年度のため機構としての集積目標面積は1,000haでしたが、第2回貸付けまでに貸付け希望面積1,995haのうち、1,049haが新たな担い手に貸付けされ、目標は達成しており、最終的には第3回貸付けで、約1,600haに到達する見込みです。

(2) 27年度の目標面積は3,000haに設定し、引き続き、秋田県・地域振興局の指導のもと、市町村等関係機関の協力を得て、地域への説明会や研修会、相談コーナーの設置、関係農家に対するPR資料の配付等あらゆる機会を活用した啓発・普及に努め、目標達成を目指します。

特に、基盤整備との連携強化のため、各地域振興局毎に基盤整備地区を中心としたモデル地区を設定しており、秋田県の本庁及び各地域振興局単位の「推進チーム」とともに、農地中間管理事業の推進に努めて参ります。

(3) 27年度の公募予定等

①26年度と同様に、受け手の公募は3回を予定しています。（当公社ホームページに掲載します）

第1回 平成27年7月1日～7月31日の予定

第2回 平成27年10月中旬～11月中旬

第3回 平成27年12月下旬～28年1月下旬

②受け手希望の方は、再度公募に応募してください。（応募は、翌年度の最初の公募まで有効です。）

③出し手の登録申請書は3年間有効ですが、27年度新たに希望の方は、市町村（農業委員会）等へ申込みしてください。

※出し手希望の方は、手続きを円滑に行うために、あらかじめ農業委員会で「農地基本台帳」の写しを取得し、相続や使用貸借等の権利関係及び農業者年金等について確認をしてください。出し手の登録申込みについての詳細は、各市町村へお問い合わせください。

(4) 基盤整備事業実施地区的留意点

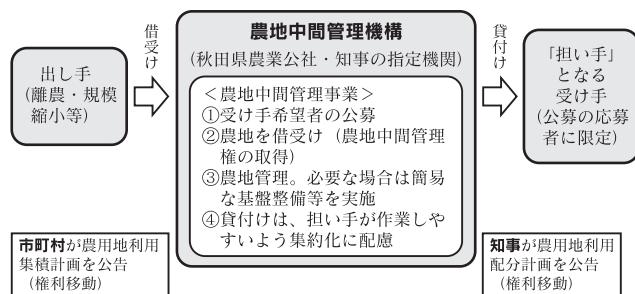
①借受け希望者は、機構が行う「借受希望者の公募」

に必ず応募してください。

②地域集積協力金は「人・農地プラン」と連動しており、基盤整備の集積計画だけでは要件を充足しませんので、関係土地改良区では必ず市町村担当職員と相談してください。また、協力金の交付は機構ではなく市町村の業務であり、市町村では予算措置が伴うことから密接な連携をお願いします。

③換地の一時利用指定の有無・時期等が、書類作成や協力金算定の際に重要な要素となりますので、農家の場合は土地改良区への相談や土地改良区内部の連絡徹底など、よろしくお願いいたします。

【参考】農地中間管理機構の仕組み



平成27年度から、多面的機能支払が法律に基づいた制度となります!!

■ 何が変わるの?

- 農林水産省は、法律に基づいた安定的な制度として、地域の共同活動を支援します。
- 法律に基づく**事業計画を作成**して、市町村の認定を受けてください。
- 平成27年度からは、**市町村を通じて交付金が交付**されます。

注目!!

■ 事業計画をつくるのは大変なの?

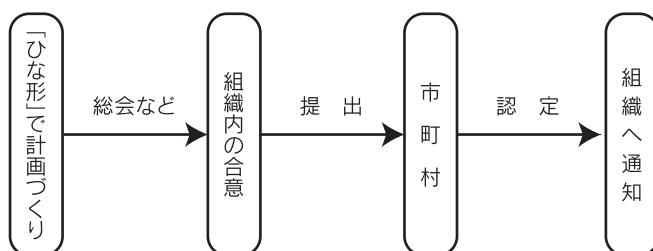
- 活動計画書と参加同意書を提出すればOKです。
- 「活動計画書」のひな形については、各市町村担当へお問合せ下さい。

簡単!!

■ どんな手続きがいるの?

- 簡単な手続きで、事業計画の認定が受けられます。

今すぐ準備!!



市町村の受付は4月1日からです。
早めに事業計画をつくりましょう。
27年度の新規取組受付は
4月1日～6月30日までです。

[平成26年度秋田県多面的機能支払交付金組織数一覧]

市町村名	継続	新規	合計
鹿角市	23	20	43
小坂町	2	7	9
大館市	51	25	76
北秋田市	78	2	80
上小阿仁村	11	0	11
能代市	21	6	27
藤里町	6	4	10
三種町	30	17	47
八峰町	13	11	24

市町村名	継続	新規	合計
秋田市	15	64	79
男鹿市	9	19	28
潟上市	7	8	15
五城目町	18	5	23
八郎潟町	6	1	7
井川町	1	1	2
大潟村	1	0	1
由利本荘市	38	58	96
にかほ市	24	3	27

市町村名	継続	新規	合計
大仙市	116	35	151
仙北市	38	11	49
美郷町	13	18	31
横手市	85	11	96
湯沢市	9	5	14
羽後町	28	11	39
東成瀬村	0	15	15
合計	643	357	1,000

※秋田県の取組は、農地維持支払活動（取組面積=89,200ha 対象組織=1,000）、資源向上の共同活動（取組面積=82,100ha 対象組織=855組織）で北海道、新潟に次ぎ全国3番目の取組となっています。

[土地改良区の役割]

- 土地改良区の負担軽減につながるものであるので、取組を積極的にご支援頂きたいです。
- 土地改良区が担う土地改良施設の維持管理と密接に関係することから、組織と連携して取り組むことが適切と考えています。
- 施設の管理者として組織に参画するほか、専門的な技術力や知見を生かした技術指導、事務等を支援するよう努めて頂きたいです。

(1)組織の設立等について

- ①土地改良区が単独で組織になることはできません。
- ②土地改良区が組織の構成員になることはできます。
- ③土地改良区の範囲が一つの組織、または、保全組織になるよう働きかけましょう。
- ④土地改良区の管理施設の維持や更新のための、各種事業を詳細に検討しましょう。
- ⑤土地改良区の管理施設を組織の活動の対象施設にする場合は、組織との協議、定款変更等を行って下さい。

(2)組織からの事務受託等について

- ①土地改良区が積極的に事務を受けることを薦めます。
- ②数組織をまとめて(200ha以上)広域組織になれば、事務を個別に行うよりも事務量が低減されます。
- ③事務受託や広域組織の設立のための研修会を今後も継続して開催していく予定です。
- ④H25時点では全655組織のうち、142組織(32団体)から受託しています。

皆様から沢山のご反響を頂きました1月号の「相続人調査の仕方」に続き、今月は「法定相続人と相続分」について、少しご説明したいと思います。

-----法定相続人と相続分-----

1. 法定相続人

戸籍謄本を取り寄せて、親族関係を図に起こしたら、いよいよ法定相続人が誰か確定していきます。

まず、組合員の「配偶者」は必ず法定相続人となります(民法第890条)。

「配偶者」とは、組合員が夫なら、妻が配偶者です。また組合員が妻なら、夫が配偶者です。

次に、組合員に子がいれば、子が法定相続人になります(民法第887条第1項)。

なお、組合員の子が既にお亡くなりになっていても孫がいればその孫が、孫も亡くなっている場合にはひ孫が、ひ孫も亡くなっている場合には玄孫がといったように、亡くなった子の代わりに相続人となります(民法第887条第2項、第3項)。

また、組合員に子や孫やひ孫などが一切いない場合には、父母が法定相続人になります。なお、父母がお亡くなりになっていても祖父母がいればその祖父母が、祖父母が亡くなっていても曾祖父母が、といったように相続人となります(民法第889条第1項第1号)。

さらに、組合員に子や孫などや父母や祖父母などもいない場合には、兄弟姉妹が相続人になります(民法第889条第1項第2号)。

なお、兄弟姉妹が亡くなっていても、その兄弟姉妹に子がいれば、その子が亡くなった兄弟姉妹の代わりに相続人となります。なお、兄弟姉妹の場合は、子の場合と異なり、兄弟姉妹の代わりになるものはそれらの子1代のみに限られ、子のようにひ孫・玄孫のように2代・3代にわたって相続人となるものではありません。

2. 法定相続分

現在、法定相続分は次のとおりです。

配偶者と子が法定相続人である場合(民法900条第1号)

- ・配偶者 2分の1
- ・子 2分の1×(子の人数)分の1

配偶者と父母などが法定相続人である場合(民法900条第2号)

- ・配偶者 3分の2
- ・父母 3分の1×(父母などの人数)分の1

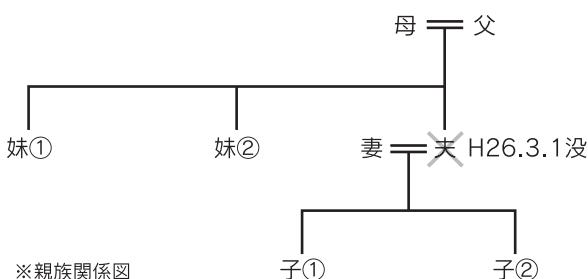
配偶者と兄弟姉妹などが法定相続人である場合(民法900条第3号)

- ・配偶者 4分の3
- ・兄弟姉妹 4分の1×(兄弟姉妹などの人数)分の1

子どうし、父母どうし、兄弟姉妹どうしの相続分は、原則として等分されます(民法900条第4号)

なお、上記の相続に関する情報は、あくまで基礎的なものです。例外規定や法改正などもありますので、ご質問がございましたら、お気軽に総務企画部・加藤(018-888-2742)までご連絡ください。

クイズ



夫が亡くなりました。妻が健在の場合、
質問1. 子どもらが健在の場合
質問2. 子どもらが既に亡くなっている場合、父母は健在の場合
質問3. 子どもらも父母も既に亡くなっている場合
相続人や相続分はどうなるでしょうか?
(答えは14ページ)